

社援発 0603 第 6 号
令和 4 年 6 月 3 日

各 都 道 府 県 知 事
市 長 殿
特 別 区 長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、令和 4 年 6 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添の新旧対照表のとおり改める。

○「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日厚生省社会局長通知 社発第727号）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1～8 (略) 様式第1号～第37号 (略) 別紙第1号～第4号の1 (略)</p> <p>別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 施術 (1) マッサージを行った場合 1局所につき 350円 (2) 温罨法を(1)と併施した場合 1回につき <u>125</u>円加算 (3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき 450円加算 注(1) マッサージの「1局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ1局所として、全身を5局所とするものである。 (2) 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、<u>160</u>円とするものである。 (3) 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期間は1月以内とし、医療上1月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。 (4) 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</p> <p>2 (略) 3 施術報告書交付料 <u>480</u>円 4 (略)</p> <p>別紙第4号の3 柔道整復師の施術料金の算定方法 柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 初検、往療及び再検</p> | <p>第1～8 (略) 様式第1号～第37号 (略) 別紙第1号～第4号の1 (略)</p> <p>別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 施術 (1) マッサージを行った場合 1局所につき 350円 (2) 温罨法を(1)と併施した場合 1回につき <u>110</u>円加算 (3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき 450円加算 注(1) マッサージの「1局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ1局所として、全身を5局所とするものである。 (2) 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、<u>150</u>円とするものである。 (3) 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期間は1月以内とし、医療上1月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。 (4) 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</p> <p>2 (略) 3 施術報告書交付料 <u>460</u>円 4 (略)</p> <p>別紙第4号の3 柔道整復師の施術料金の算定方法 柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 初検、往療及び再検</p> |

| | | | |
|---|---|---|---------|
| 初 | 検 | 料 | 1,520 円 |
| 初 | 検 | 時 | 100 円 |
| 往 | 療 | 料 | 2,300 円 |
| 再 | 検 | 料 | 410 円 |

注(1)、(2) (略)

(3) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

(4)～(8) (略)

2～5 (略)

備考 (略)

別紙第4号の4

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施術

(1) 初検料

① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1780 円

② 2術(はり・きゅう併用)の場合

1860 円

(2) 施術料

① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1550 円

② 2術(はり・きゅう併用)の場合

1回につき 1610 円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電气温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき 34 円を加算する。

2 (略)

3 施術報告書交付料 480 円

4 (略)

| | | | |
|---|---|---|---------|
| 初 | 検 | 料 | 1,520 円 |
| 初 | 検 | 時 | 100 円 |
| 往 | 療 | 料 | 2,300 円 |
| 再 | 検 | 料 | 410 円 |

注(1)、(2) (略)

(3) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

(4)～(8) (略)

2～5 (略)

備考 (略)

別紙第4号の4

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施術

(1) 初検料

① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1770 円

② 2術(はり・きゅう併用)の場合

1850 円

(2) 施術料

① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1550 円

② 2術(はり・きゅう併用)の場合

1回につき 1610 円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電气温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき 30 円を加算する。

2 (略)

3 施術報告書交付料 460 円

4 (略)